

「短期入所」業務委託仕様書

1 履行場所

大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分

有床診療所の空床利用型短期入所業務を履行する。主な履行場所は以下のとおり。

地下1階 59.00 m² (調理室部分のみ)

地上2階 283.34 m² (2階部分全部と本体部分の非常用階段を含む。有床診療所と兼用)

地上3階 283.86 m² (3階部分全部と本体部分の非常用階段を含む。有床診療所と兼用)

2 業務委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

3 時間等

祝日を含む月曜日から日曜日までの0時から24時までとする。サービス提供時間帯は協議の上甲が定める。その他必要な支援や事業を行う際は別途甲と協議する。

4 利用対象者

区内在住の満6歳以上で、介護を行う者の疾病やその他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった、障害程度(支援)区分が区分1以上である障がい者(児)。

ただし、東京都が実施主体である『重症心身障害児(者)短期入所病床確保事業(予定)』に基づく短期入所はこの限りではない。

5 利用定員

10名(予定)

6 利用期間

介護を受けることが困難となった理由に応じた標準的な利用期間について、協議の上甲が定める。これにより難しい場合はその都度甲と協議すること。

7 業務委託の基本内容

(1) 乙は、本業務は、有床診療所の空床利用型短期入所事業所として実施すること。なお、東京都への有床診療所新規開設許可申請により病床数が確保できない場合は、単独型事業所として短期入所を実施すること。

(2) 乙は、本業務を実施するにあたっては、医療法、障害者総合支援法、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの人員及び運営に関する基準を遵守し、適正な実

施に努めること。

(3) 乙は、受入れに際し、医療型短期入所サービス費に該当する障がい者(児)を積極的に受入れること。その際、受入れ可能な障がいの程度については、甲と協議すること。

(4) 乙は、前項に該当する障がい者(児)を受入れた結果、空床が発生している場合は、福祉型短期入所サービス費に該当する障がい者(児)についても積極的に受入れること。その際、受入れ可能な障がいの程度については、甲と協議すること。

(5) 本業務の受入れの際には、地域の相談支援機関と連携を密にし、入所する障がい者(児)に応じた必要な介護環境を整備すること。入所に際しての具体的な手順等は、甲と協議して定めること。

(6) 食事の提供を外部の事業者へ委託する際は、乙は事前に甲と協議し再委託申請をしなければならない。再委託した際、乙は受託事業者に対し、入所者の嗜好や障がいの特性等が食事内容に反映されるよう定期的に調整を行わなければならない。

(7) 乙は、入所者に対する日中の支援の確保について、甲と協議の上必要な支援を実施しなければならない。

(8) 乙は、厚生労働省が打ち出している『地域生活支援拠点』の考え方を十分理解し、今後、増築工事部分を軸にして大田区における『多機能拠点整備型(単独型)』を実施していくよう、甲と協議を進めること。

(9) その他、当該業務を実施するのに必要なことについては、甲と協議のうえ措置を講じること。

8 職員の配置

有床診療所の業務を担当する職員が本業務を担当する。

業務上必要な場合は、非常勤職員、臨時職員の雇用を検討しても差し支えない。その際には甲と事前に協議すること。

9 区の施設運営経費負担

- (1) 光熱水費
- (2) 電話代
- (3) 館内清掃料、日常ごみ処理料
- (4) 備品購入費
- (5) 建物の維持管理費

8 受託法人の運営業務経費負担

- (1) 人件費
 - (2) 職員健康診断、出張費、研修費等
 - (3) 事業費
- ①消耗品費 ②印刷製本費 ③行事講師謝礼 ④郵送費 ⑤パソコン、プリンターリ

ース代 ⑥インターネット関係経費 ⑦ネットワーク構築費用（LAN工事に係る費用を含む）⑧賠償保険等保険料 ⑨その他